

福岡県医発第645号(総)

平成18年6月17日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義



裁判員制度に関する広報・啓発への協力について

平成21年5月までに始まる裁判員制度の広報・啓発につきまして、別紙のとおり福岡高等検察庁より協力依頼がありました。

本件については、第1回各医師会長連絡協議会においてご連絡いたしましたが、同制度に関する説明会、広報用DVDの無料貸出等について広報していただきたいとのことです。

つきましては、裁判員制度に関する説明・質疑応答の実施等につきまして、福岡高等検察庁職員から貴会に連絡があることと存じますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

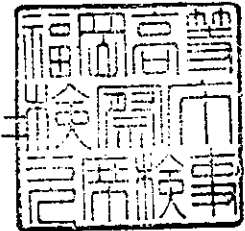
担当理事 廣瀬真恵

平成18年5月31日

福岡県医師会会長 殿

福岡高等検察庁司法制度改革実施推進本部

本部長 次席検事 高 井 新



裁判員制度に関する広報・啓発への御協力について（依頼）

検察業務に関しましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当庁におきましては、平成21年5月までに始まる裁判員制度の広報・啓発推進の一環として、同制度に関する説明会、広報用DVDの無料貸出などを行い、同制度の御理解をいただいているところであります。

つきましては、貴会及び関係機関等の皆様にもなお一層の御理解を深めていただくため、下記事項について貴会の御協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 説明会の実施

当庁職員が、貴会等に赴き、裁判員制度に関する説明、質疑応答を行います。

2 DVD貸出

広報用DVD「裁判員制度～もしもあなたが選ばれたら～」の無料貸出を行っております。このDVDは、中村雅俊監督・出演で、西村雅彦演じる平凡なサラリーマンが裁判員として事件に関わっていく姿を通して、裁判員制度の内容を紹介したものです（放映時間60分）

3 裁判員制度説明パンフレット等の職員及び関係団体等への回覧

4 機関誌等への裁判員制度説明会開催案内の掲載

（お問い合わせ窓口）

福岡高等検察庁企画調査課

電 話 092-734-9008

FAX 092-734-9024

仕事の流れ

検察官は、捜査・事件処理・公訴維持・刑の執行に責任を持つ

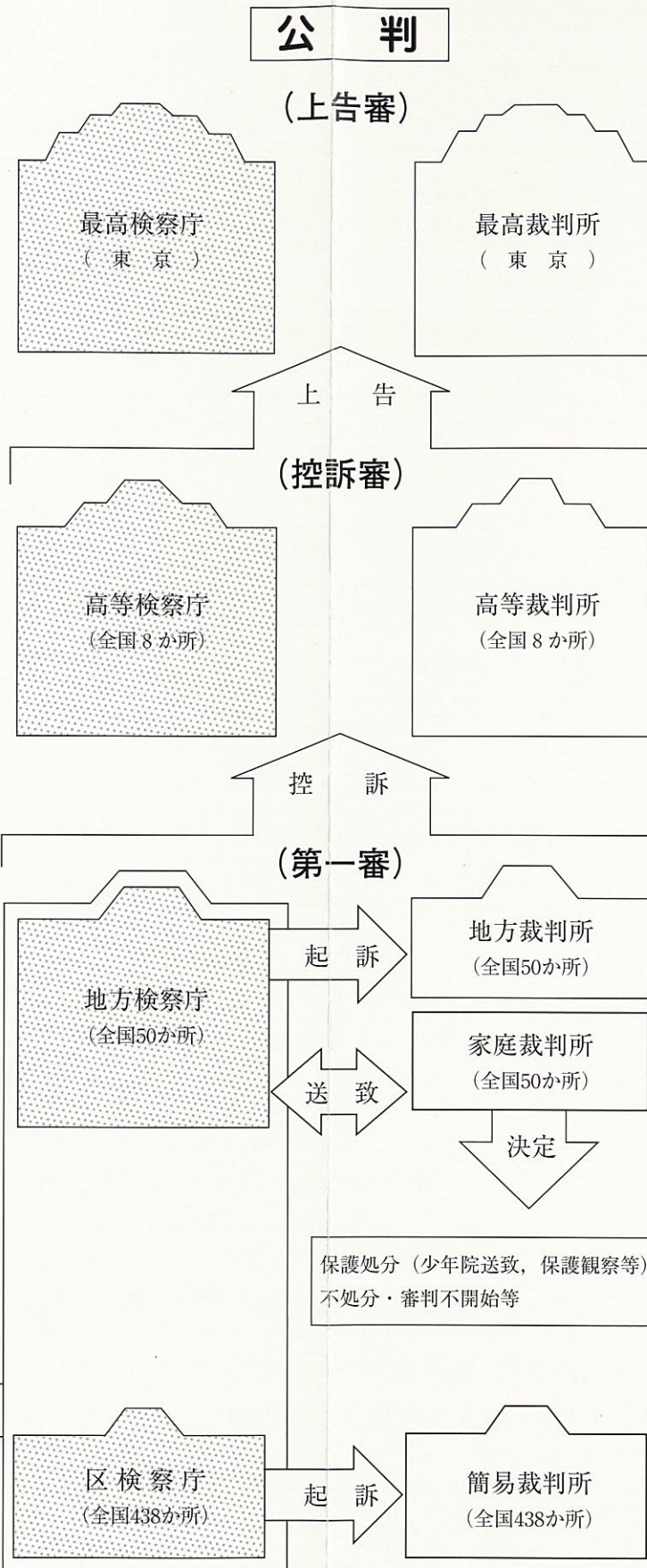
捜査

捜査機関からの送致	司 法 警 察				
	特 別 司 法 警 察	労 働 基 準 監 督 官			
		海 上 保 安 官			
		麻 薬 取 締 官			
		郵 政 監 察 官			
	そ の			他	
国 税 査 察 官 等 の 告 発					
税 関 長 等 の 告 発					
一 般 人 告 発					
被 害 者 等 告 訴					

申立て又は職権による検察審査会の審査

不起訴

議決書の送付



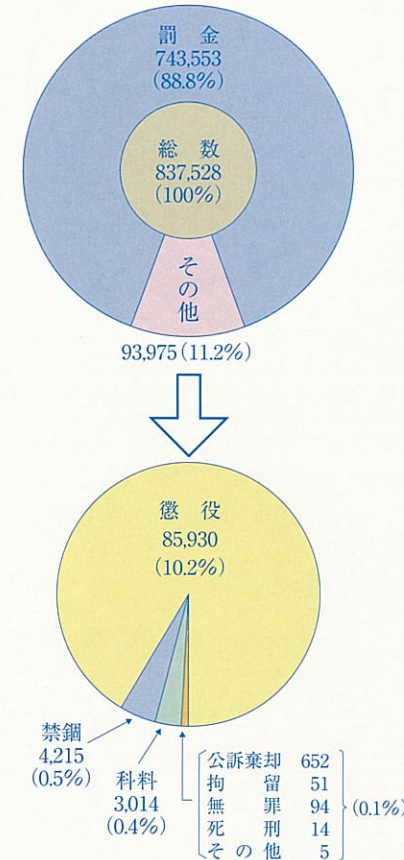
公判

(上告審)

判決等

刑の執行

裁判結果別確定裁判を受けた人員と百分率 (平成16年)



(実刑と執行猶予)

平成16年中に懲役刑又は禁錮刑の言渡しを受けた者は90,145人であり、そのうち33,288人(36.9%)が実刑で、56,857人(63.1%)が執行猶予を付されている。

(刑の執行)

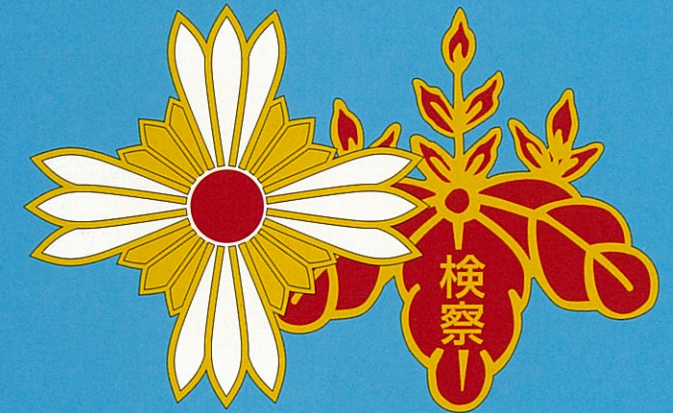
平成16年中に懲役刑又は禁錮刑の実刑の執行を受けた者は32,090人であり、罪名別で多いのは窃盗9,595人(29.9%)及び覚せい剤取締法違反6,165人(19.2%)である。

(無罪)

平成16年中に無罪になった者は94人で、起訴された者8,910人につき1人にすぎない。

拘留又は拘禁された後、無罪とされた者に対しては、国が補償する。

検察庁のしおり



(図案は、検察官記章(左)及び検察事務官記章)



法務・検察総合庁舎

最高検察庁

平成18年

(検察庁ホームページ/<http://www.kensatsu.go.jp/>)

な り た ち

検察庁は、昭和22年5月3日、日本国憲法とともに施行された検察庁法により、検察官の行う事務を統括するところとして設けられたものですが、この事務は、明治以来、裁判所に附置されていた検事局によって取り扱われていました。

仕 組 み

検察庁には、最高検察庁（東京）、高等検察庁（東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松）、地方検察庁（都道府県庁所在地及び函館・旭川・釧路）、区検察庁（全国主要市区町）があり、高等検察庁の一部及び地方検察庁には支部が設けられています。

検察庁では、検察官、検察事務官、その他の職員が執務しています。検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事に分かれています。

検事総長（最高検察庁の長）は、全国検察庁の職員を、検事長（高等検察庁の長）は、その庁及び管内地方・区検察庁の職員を、検事正（地方検察庁の長である検事）は、その庁及び管内区検察庁の職員をそれぞれ指揮監督しており、検察庁は、最高検察庁を頂点とするいわゆるピラミッド型の組織になっていますが、起訴・不起訴の処分や起訴した事件についての公判での立証・論告等は、個々の検察官の権限とされ、担当検察官がその責任でこれらの職務を行うこととなっています。

仕 事

検察官は、次のような仕事をしています。

- 警察等から送致を受けた事件
検察官に直接告訴・告発のあった事件
検察官が認知した事件

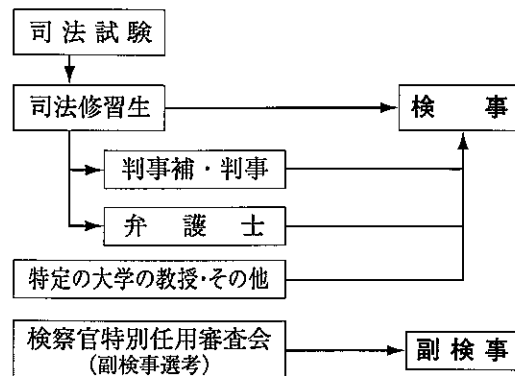
について捜査を行い、これを裁判所に起訴するかどうかを決める（少年事件については、家庭裁判所に送致）。

なお、検察官には、起訴できる事件でも被疑者の性格、年齢、境遇及び犯罪の軽重、情状等によって起訴しないこととする権限がある。

- 起訴した事件について公判で立証し、裁判所に適正な裁判を求める。
- 裁判の執行を指揮監督する。
- 公益の代表者として法令に定められた事務を行う。

検察事務官は、検察官の指揮を受けて、犯罪の捜査、逮捕状による逮捕、罰金の徴収等の検察事務を行うほか、庶務、会計等の検察行政事務を処理しています。

検察官となるには

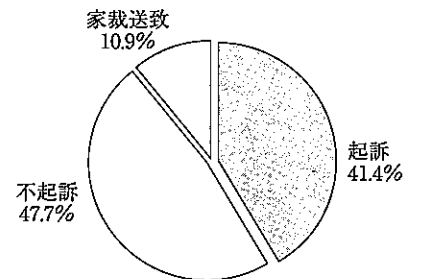


全国の検察庁で取り扱った事件 （平成16年）

受 理			処 理		
罪 名		受理人員	処 理 人 員		
			起 訴	不 起 訴	家裁送致
刑 法 犯	殺 人	1,991	869	700	47
	強 盗	6,438	3,186	533	1,611
	暴 行 ・ 傷 害 等	46,793	22,948	15,838	9,626
	恐 喝	8,865	3,103	2,108	3,739
	詐 欺 ・ 背 任 ・ 横 領	69,864	13,334	17,201	39,575
	窃 盗	178,070	44,668	48,492	84,937
	強 姦 ・ 強 制 わ い せ つ	4,895	2,650	1,663	498
	放 火	1,307	705	370	126
	危 険 運 転 致 死 傷	191	316	9	14
	自動車による業過致死傷等	903,585	97,220	771,509	37,972
特 別 法 犯	住 居 侵 入	9,853	3,542	3,341	3,221
	そ の 他	38,744	14,872	20,091	4,825
	小 計	1,270,596	207,413	881,855	186,191
	道 路 交 通 法 違 反	782,895	624,283	125,487	47,126
特 別 法 犯	覚 せ い 剤 取 締 法 違 反	20,522	17,071	2,804	506
	そ の 他	89,841	54,300	31,524	5,251
	小 計	893,258	695,654	159,815	52,883
総 計		2,163,854	903,067	1,041,670	239,074

（注）受理人員は、警察官から送致を受けた事件のほか、検察官に告訴・告発がなされた事件等の受理人員を含む。

全国検察庁の
事件処理内訳
（平成16年）



検察庁で働いている職員数

（平成17年）

庁 別	検 察 官	検察事務官	その他職員	計
最 高 検 察 庁	18	85	11	114
高 等 検 察 庁	130	485	46	661
地 方 検 察 庁	1,400	8,193	216	10,708
区 検 察 庁	899			
計	2,447	8,763	273	11,483

あなたも裁判員！

裁判員制度の説明を聞いてみませんか。

御 案 内

- 学校、職場、各種団体等に訪問して裁判員制度の仕組みや内容を分かりやすく説明します。
- 裁判員制度の説明パンフレットなどを準備しています。
- 裁判員制度広報ビデオ・DVDの上映や無料貸出しを行っています。
「裁判員制度 ―もしもあなたが選ばれたら―」（約60分）
監督：中村雅俊 出演：西村雅彦、中村雅俊、加藤夏希ほか
裁判員に選ばれたらどのようなことをするのかなど、裁判員制度の内容をドラマ仕立てで分かりやすく紹介しています。

裁判員制度説明会などの開催をご希望の方やその他お尋ねになりたいことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 福岡高等検察庁（広報担当 企画調査課）

電 話 092-734-9008 福岡市中央区舞鶴2-5-30

検察庁アドレス <http://www.kensatsu.go.jp/>

（九州・沖縄地区 お問い合わせ先）

福岡地方検察庁	092-734-9194	熊本地方検察庁	096-323-9035
佐賀地方検察庁	0952-22-4187	鹿児島地方検察庁	099-226-0712
長崎地方検察庁	095-822-4269	宮崎地方検察庁	0985-29-2134
大分地方検察庁	097-534-4106	那覇地方検察庁	098-835-9205

私の視点、私の感覚、

私の言葉で参加します。



裁判員制度

〔平成21年スタート!〕

私の視点、私の感覚、
私の言葉で参加します。



裁判員制度

裁判員制度を ご存じですか！

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が、
平成16年5月28日に公布されました。

国民の司法参加を実現するこの制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

捜査

捜査機関（警察など）が
証拠の収集などをします。

起訴

検察官が被疑者について
裁判を求める手続です。

裁判の準備

充実した裁判を迅速に
行うために、裁判官、
検察官、弁護人が、
前もって打ち合わせをし、
審理計画を立てます。



裁判官3人

裁判員を選ぶ

裁判員は6人、裁判官は3人です。
ただし、裁判員4人、裁判官1人の
場合もあります。



裁判員6人

私の視点、私の感覚、私の言葉で
参加します。



裁判員が参加する仕事

裁判を行う

法廷で証人の話を聞いたり、
証拠を調べたりします。

ひょう ぎ 評 議

裁判員と裁判官で、
有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判 決

これから始まる！ 裁判員制度



Q1

裁判員制度とは、
どのようなものですか？

A

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

Q2

なぜ導入されるのですか？

A

国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

これまでの刑事裁判

裁判官3人



裁判員制度が導入されると…

裁判官3人＋裁判員6人



国民のみなさんの司法に対する
理解と信頼が深まる。

Q3

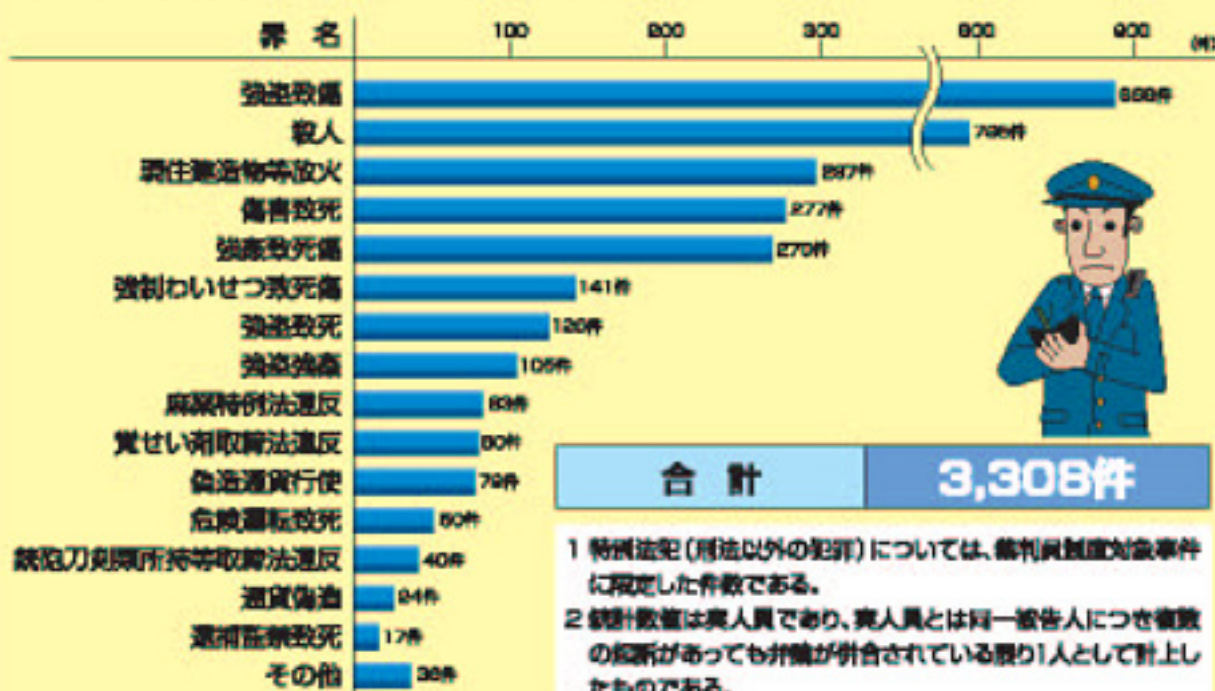
裁判員が参加するのは、
どのような事件ですか?

A

代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建築物等放火)
- ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

■罪名別に見た裁判員裁判の対象となる事件数(平成16年)





Q4

裁判員はどのようにして
選ばれるのですか？

A

最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。

1 裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。



2 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。

3 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、裁判員にできない理由（Q8参照）がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由（Q8参照）などについて質問されます。裁判員にできない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護士は、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができ、指名された人は候補者から除外されます。

4 裁判員が選ばれます。

除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。





Q5

裁判員に選ばれたら、
どのようなことをするのですか？

A

次のような仕事をするようになります。

1 公判に出席する（公開）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判といいます。）に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人^{テックス}に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

2 評議、評決をする（非公開）

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。

議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合、評決は、多数決により行われます。ただし、その多数意見には、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要とされています。

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

3 判決宣告（公開）

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。



Q6

裁判員になるために、
資格はいらないのですか？



A

衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として、誰でもなることができます。

ただし、次のような人は、裁判員になることができません。

1 欠格事由

- 義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。)
- 禁錮以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

3 事件に関連する不適格事由

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

2 就職禁止事由

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士等)、警察官
- 都道府県知事及び市町村長(特別区長も含む)
- 自衛官 など

4 その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人

Q7

裁判員は法律のことを
知らなくても大丈夫ですか？

A

裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続」については、裁判官によって丁寧に説明されることになっていますので心配ありません。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議を進めるので、裁判員となるみなさんが法律に関する専門的な知識を持っていることは必要ありません。

さらに、検察官や弁護人も、分かりやすい裁判が行われるよう努力します。



Q8

裁判員になることを 辞退することはできますか？

A

広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限ります。）
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、^{検察審査員}検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人
 （やむを得ない理由とは、例えば）
 - 重い病気・けが
 - 同居の親族の介護・養育
 - 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
 - 父母の葬式等

裁判員になるにあたり、保育や介護等のサービスを利用することもできます。利用方法等は、今後裁判員制度の実施にあわせ、周知される予定です。

Q9

裁判員となるために 仕事を休むことはできますか？ また、仕事を休んだことで会社から 解雇されるようなことはありませんか？

A

裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。



従業員が裁判員として用事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。



Q10

裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどのようなものですか？

A

裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。

また、裁判員の仕事をする上で知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。

これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

Q11

裁判員になったことで
トラブルに巻き込まれますか？

A

裁判員の名前や住所などは公にはされません。

評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。

裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。



Q12

裁判は時間がかかるのではないのですか？

A

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。
国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思えます。

Q13

裁判員には^{にっ}日^と当や交通費は支払われるのですか？

A

支払われます。
具体的な金額については、今後決まります。



Q14

裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいなのでしょう？

A

平成16年の裁判員制度の対象となる事件は3,308件でした。
日本全国の選挙権をもっている人の数が約1億287万人（平成16年9月現在）ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約310人から620人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになります。





裁判員制度

シンボルマークの意味

〔かたち〕

2つの円は「裁判官」と「裁判員」を表しています。2つの円が交わることで協力し合う姿勢を表しています。「∞」（無限大）を表現しています。法律を熟知した専門家である裁判官と、一般国民の代表である裁判員が協力し合うことで生じる効果が無限大であることを表しています。

〔いろ〕

親しみやすいパステル調の色合いをベースに、赤みがかった部分は「活発さ、情熱」を表現し、青みがかった部分は「冷静な判断」を表現しています。どちらの色が裁判官、裁判員という区別はしていません。

〔イメージ〕

「裁判員」のローマ字表記の頭文字「S」も表現しています。

● 問い合わせ先 ●

最高裁判所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2
TEL03-3264-8111
<http://www.courts.go.jp/>

法務省

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL03-3580-4111
<http://www.moj.go.jp/>

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL03-3580-9841
<http://www.nichibenren.or.jp/>

司法制度改革

より身近で、速くて、頼りがいのある司法へ

どんな改革が行われたの？



21世紀型の新しい司法が現れた！

様々な分野での構造改革により、日本の社会は、事前の規制や指導を通じて個人や企業の活動を事前に調整する「事前規制・調整型の社会」から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては、後からチェック・救済する「事後チェック・救済型の社会」へ変わりつつあります。また、急速な国際化も進んでいます。

このような社会の変化によって、司法の果たすべき役割が、これまで以上に大きくなります。

そこで、21世紀の我が国の社会を支える、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現をめざし、3つの柱を基本理念として、司法制度改革が進められてきました。



国民の期待に応える司法制度の構築

民事司法制度の改革

あなたは、民事の司法制度に何を期待していますか？



このような
期待に応えます

国民が容易に司法にアクセスすることができ、
多様なニーズに応じ、
充実・迅速かつ実効的な司法救済を得られるような
民事司法制度をめざしています。

民事裁判の充実・迅速化

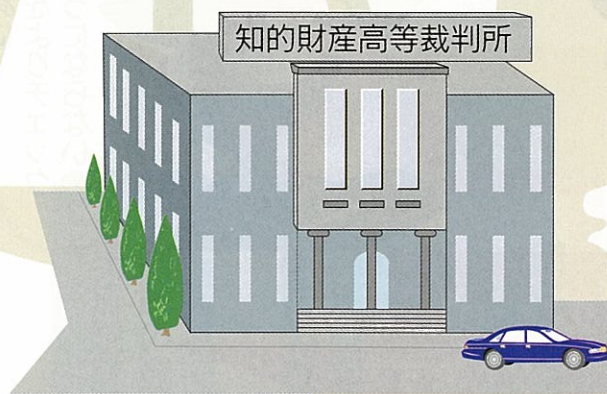
第一審の裁判を**2年以内**に終わらせることを目標とすることなどを内容とする「裁判の迅速化に関する法律」を定めました。

民事訴訟手続に以下の制度を導入するなどしました。

- ・ **計画審理**の制度を導入しました。
- ・ 訴えを起こす前の**新たな証拠収集方法**を導入しました。
- ・ 専門的な事件について**専門委員制度**を導入しました。

知的財産権事件への総合的な対応強化

特許等の知的財産権事件についての審理を、より充実・迅速化させるため、**知的財産高等裁判所**を設置するなど処理体制を強化するとともに、知的財産侵害訴訟の審理における**営業秘密の保護の強化**や**侵害行為の立証の容易化**を図るなどして、訴訟手続を利用しやすくするなどしました。



私の特許の審理も
安心できるね。
訴訟手続も容易だし
利用しやすくなったよ。

労働関係事件への総合的な対応強化

裁判所における個別労働関係事件についての簡易迅速な紛争解決制度として、**労働審判制度**を導入しました。

家庭裁判所の機能の強化

これまで地方裁判所で取り扱っていた**人事訴訟(離婚等の家庭関係事件)**を**家庭裁判所**において取り扱うこととしました。



簡易裁判所の機能の強化

国民に最も身近な**簡易裁判所**が取り扱うことができる請求の上限をこれまでの90万円から**140万円**に拡大しました。

少額訴訟手続として取り扱うことができる請求の上限をこれまでの30万円から**60万円**に拡大しました。

権利の確実な実現

明渡執行をしやすくするなど、**不動産執行妨害への対策**を講じるとともに、**将来の扶養料(養育費)も含め、一回の手続で差押**をすることができる制度を導入するなど、民事執行制度を改善しました。

裁判所へのアクセスの拡充

利用者の費用負担を軽減するため、訴訟の手数料の額を全体として引き下げました。

裁判外紛争解決手続（ADR）の整備

民間事業者が行う調停等のADRの業務を対象とする**認証制度を導入**し、法務大臣の認証を受けたADRには時効中断効を付与するなど、その**利便性を向上**させました。

行政訴訟制度の改革

国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図りました。

- ・ 新たな訴えの仕組みを定め、訴えを起こす資格を広げ、**救済範囲を拡大**しました。
- ・ 行政庁に資料の提出を求める制度を新設し、**審理の充実・促進**を図りました。
- ・ 訴えを起こせる期間を延ばし、訴えの相手方もわかりやすくするなど、手続を利用しやすく、わかりやすくしました。
- ・ 判決が出る前の**仮の救済の制度を充実**しました。

手続がずっと
わかりやすく
利用しやすく
なりました。



あなたは、刑事の司法制度に何を期待していますか？



刑事裁判って長くて難しいという印象があるんだけど、もっと速くてわかりやすいものにしてほしいな。



被疑者、被告人のための国選弁護人の制度をもっと整備すべきだね。



検察官の公訴提起についても一般の人の意見を反映させる仕組みがあるけど、その機能も強化すべきじゃないの？



刑事手続に一般の国民の健全な社会常識を反映させるべきだよ。



犯罪被害者の視点も大切でしょ。被害者を支援するための体制整備も考えてほしいわ。

このような
期待に応えます

自由かつ公正な社会を支えるため
公正な手続を通じて、
適正かつ迅速な刑罰権を実現できるような
刑事司法制度をめざしています。

刑事裁判の充実・迅速化

第一審の裁判を**2年以内**に終わらせることを目標とすることなどを内容とする「裁判の迅速化に関する法律」を定めました。

刑事裁判の充実・迅速化のため、以下の制度を導入するなどしました。

- ・ 裁判の前に争点や証拠を整理するために**公判前整理手続を創設し、証拠開示を拡充**しました。
- ・ **連日的開廷**の原則を法律で定めました。
- ・ 裁判所の**訴訟指揮の実効性**を確保するための制度を導入しました。
- ・ 争いのない簡易明白な事件について、簡易・迅速に裁判を行う**即決裁判手続を創設**しました。

国選弁護人制度の整備

被疑者についても、一定の場合には国選弁護人を付する制度を導入するなど、**被疑者・被告人の国選弁護人制度の整備**をしました。

※ 被疑者と被告人

被疑者とは、犯罪を犯したという疑いで、警察等の捜査機関から捜査の対象とされている起訴前の者をいいます。

被告人とは、検察官から起訴され、裁判を受けている者をいいます。

検察審査会の機能強化

検察官が不起訴にした事件について、くじで選ばれた一般の国民によって構成される**検察審査会の一定の議決に基づき起訴**することができるようになりました。

国際化への対応

仲裁法制の整備

裁判外紛争解決手続の一つである**仲裁手続**について、**国際標準**に沿った「仲裁法」を定めました。

法整備支援の推進

アジア地域等の開発途上国への**法整備支援**を引き続き推進しています。

弁護士の国際化

外国法事務弁護士と弁護士との連携・協働を推進するため、外国法事務弁護士と弁護士等との共同事業や外国法事務弁護士による弁護士の雇用を自由化しました。

法令外国語訳の基盤整備の推進

我が国の法や司法制度を国際的に発信し、国際社会でも広く活用される環境を整備するため、平成17年1月、内閣に「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」を設置し、**日本法令の外国語訳整備**に取り組んでいます。

総合法律支援の整備

総合法律支援制度

司法というものは、国民の目から見ると、縁遠いように感じられるのではないのでしょうか。例えば、法的な紛争の解決方法に関する情報が容易に得られない、身近に弁護士等の専門家がいらない、あるいは、経済的事情から弁護士等の専門家に依頼できないなどの問題があるといわれています。

そこで、このような問題を解決し、**民事・刑事を問わず、国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる**ようにしようというのが総合法律支援構想であり、この構想を具体化するため、平成16年6月、総合法律支援法が公布されました。

総合法律支援法により、**平成18年秋ころ、新たに「日本司法支援センター」が業務を開始**し、国民に身近な司法の実現をめざします。



日本司法支援センターがお役に立ちます。

日本司法支援センターの概要

- ・ 日本司法支援センターは、弁護士会、司法書士会、地方自治体、その他関係機関等と密接なネットワークを作り、国民の法的なトラブルの解決に役立つ制度や、最も適切な専門機関等をご紹介します。
- ・ 日本司法支援センターは、**少なくとも全国50か所**の地方裁判所本庁所在地に事務所を設け、電話や面接、インターネット等の方法により情報提供を行います。
- ・ **司法過疎**といわれる法律サービスを受けることができない地域で、日本司法支援センターの弁護士等が法律サービスを提供します。



**国民の誰もが利用でき、
安心して暮せる社会の実現に貢献する
日本司法支援センターは、
法律問題の道案内役です。**



利用者（国民）

相談
アクセス

日本司法支援センター

事業内容

■ 情報提供 ■

- ◎相談を受けて紛争解決への道案内をします
- ◎関係機関等の情報の集約、整理、提供を行います

■ 司法過疎対策 ■

- ◎司法過疎地域で法律サービスを提供します

■ 民事法律扶助 ■

- ◎資力の乏しい人に弁護士費用の立替え等を行います

■ 国選弁護関連業務 ■

- ◎被疑者、被告人段階を通じ一貫した国選弁護体制を整備し、裁判の迅速化、裁判員制度の実施を支えます

■ 犯罪被害者支援 ■

- ◎被害者の援助に詳しい弁護士や専門機関等を紹介します

法律
サービスの
提供

○弁護士
○司法書士等
隣接法律専門職者
等

ネットワーク化
(連携・協力)

○地方公共団体
○相談機関
等

司法制度を支える法曹の在り方の改革

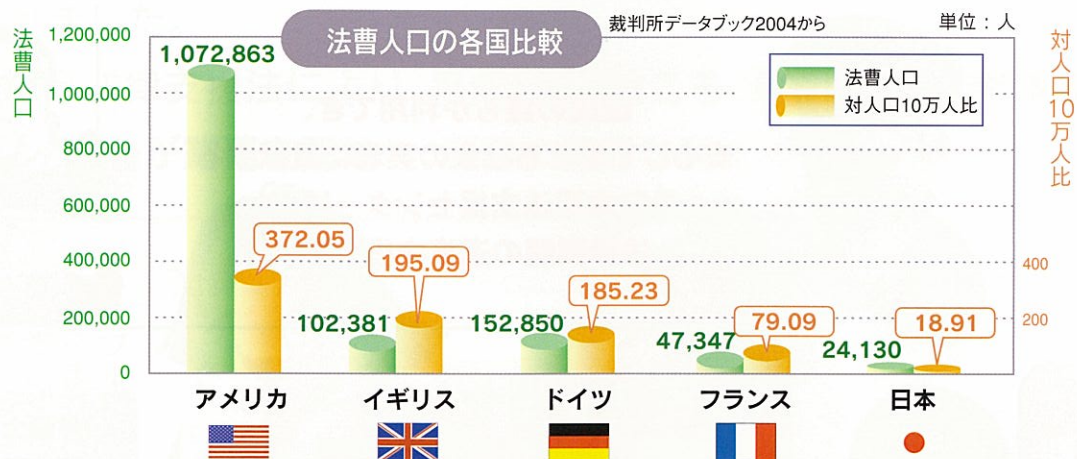
法曹人口の拡大

司法試験合格者数を増加し、法曹人口の拡大を図っています。

平成16年は約1,500人を合格させ、平成22年ころには年間3,000人程度に増加させていきます。



平成30年ころには、日本の法曹人口が5万人規模となることをめざします。



裁判官・検察官を大幅増員しました。

(平成14年度から17年度までの4年間で、判事・判事補217人、検事177人)

弁護士制度の改革

弁護士が公的機関や民間企業で自由に働けるようにしました。

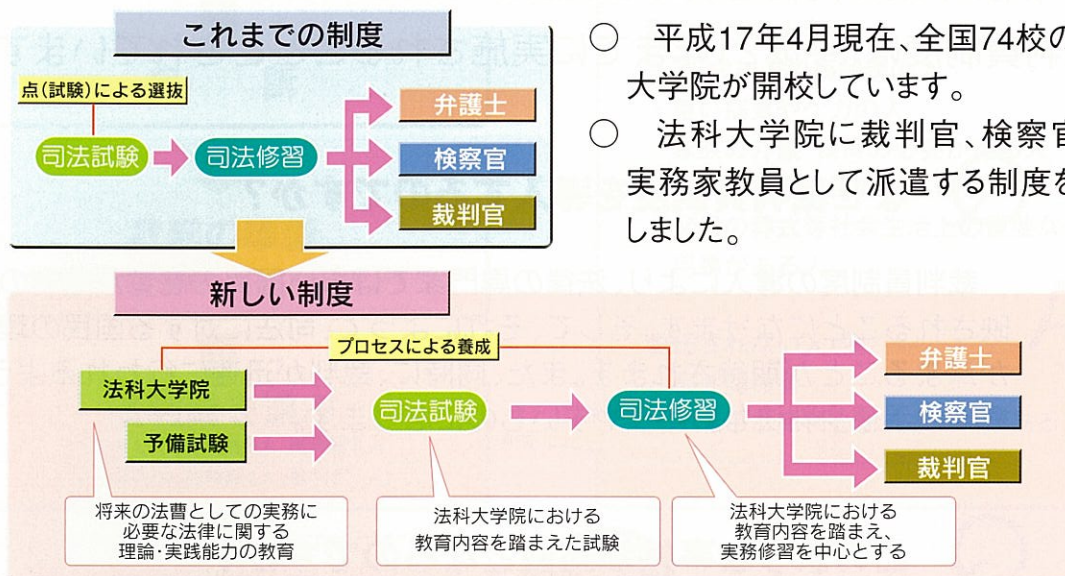
弁護士報酬について適正な競争が行われるようにしました。

綱紀・懲戒手続を整備しました。

司法試験合格後、企業法務を担当した者等に対しても**弁護士資格の特例を拡充**しました。

新しい法曹養成制度の導入

「点(試験)による選抜」から「プロセスによる養成」へ、法科大学院・司法試験・司法修習が連携した新しい法曹養成制度を導入しました。



- 平成17年4月現在、全国74校の法科大学院が開校しています。
- 法科大学院に裁判官、検察官等を実務家教員として派遣する制度を創設しました。

検察官制度の改革

検事を一定期間公益的活動を行う民間団体や民間企業に派遣するとともに、**検事が一定期間弁護士の職務を経験する制度を創設**しました。

検察庁の事務の改善に関する検察審査会の意見に対し、検察庁が回答することを法律で義務付けました。

裁判官制度の改革

民事調停官及び家事調停官制度を創設しました(いわゆる非常勤裁判官制度の導入)。

判事補が一定期間弁護士の職務を経験する制度を創設しました。
裁判官の任命手続を見直しました(**最高裁判所の指名手続に関与する諮問機関**の設置等)。

最高裁判所裁判官の**国民審査公報を充実**させました。

新たに**地方裁判所委員会**を設置しました。

国民的基盤の確立(国民の司法参加)

裁判員制度の導入

国民が、重大な刑事事件の裁判において、裁判員として、裁判官とともに、有罪・無罪や刑の内容を決める制度が導入されます。

裁判員制度は、平成21年までに実施されることとされています。



なぜ裁判員制度を導入するのですか？



裁判員制度の導入により、法律の専門家ではない国民の感覚が裁判の内容に反映されることとなります。そして、それによって、司法に対する国民の理解と支持が深まることが期待されます。また、同時に、裁判が迅速に行われるようになり、裁判の手続や判決もわかりやすいものになります。



どのような事件が対象となるのですか？



裁判員制度の対象となるのは、殺人事件等、国民の関心が高い重大事件です。



裁判員は、どのようにして選ばれるのですか？



裁判員が広く国民の中から公平に選ばれるように、毎年1回、20歳以上の国民の中から、くじで裁判員候補者を選びます(候補者には通知が来ます)。裁判員は、この候補者の中から、一つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれることとなります。



裁判員になることを断れますか？



裁判員の候補者として裁判所から連絡を受けた人は、裁判所に来ていただくこととなります。しかし、どうしても裁判員になることが難しい方もいらっしゃるでしょうから、一定の理由があれば辞退することができることとなっています。

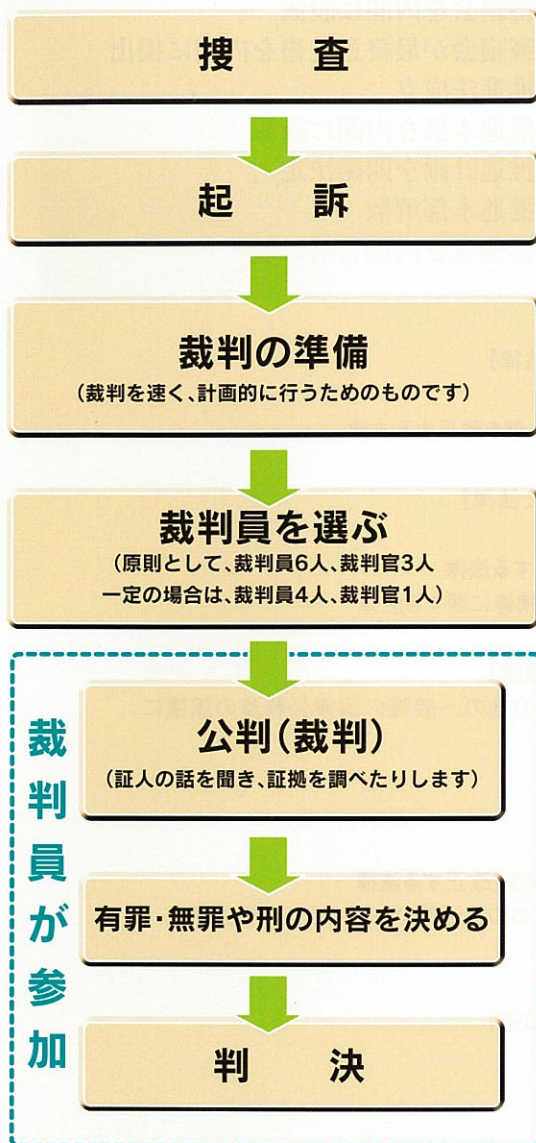


裁判員となることを理由に仕事を休めるのですか？



裁判員となるために必要な休みをとることが、法律で認められています。

裁判員制度による裁判の流れ



辞退できる人(例)

- ・ 70歳以上の高齢者の人
- ・ 重い病気やケガの人
- ・ 家族の介護・養育の必要がある人
- ・ 仕事に大きな損害が生じる人
- ・ 父母の葬式等社会生活上の重要な用事がある人

選任されない人(例)

- ・ 事件関係者
- ・ 不公平な裁判をするおそれがある人



裁判員の仕事は、
我が国の司法を支え、
より良い社会をつくるために
とても大切なものです。



裁判員制度についての詳しい情報は、

◎法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/index.html>

◎裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>

をご覧ください。

法教育の普及・発展

法律専門家ではない一般の人々に、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けていただくため、**法教育を推進するための研究会や協議会**を設け、中学生向けの教材作りなどに取り組んでいます。

司法制度改革のあゆみ

平成11年 7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年 6月	司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出
11月	司法制度改革推進法成立
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年 3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年11月	司法制度改革推進本部解散
12月	司法制度改革推進室を内閣官房に設置

【第154回 国会（平成14年1月～7月）で成立した法律】

- 弁理士法の一部を改正する法律
- 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

【第155回 国会（平成14年10月～12月）で成立した法律】

- 学校教育法の一部を改正する法律
- 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

【第156回 国会（平成15年1月～7月）で成立した法律】

- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
- 裁判の迅速化に関する法律
- 民事訴訟法等の一部を改正する法律
- 人事訴訟法
- 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律
- 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律
- 仲裁法

【第159回 国会（平成16年1月～6月）で成立した法律】

- 弁護士法の一部を改正する法律
- 労働審判法
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
- 総合法律支援法
- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律
- 知的財産高等裁判所設置法
- 裁判所法等の一部を改正する法律
- 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

【第161回 国会（平成16年10月～12月）で成立した法律】

- 労働組合法の一部を改正する法律
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
- 裁判所法の一部を改正する法律

内閣官房司法制度改革推進室

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎3階
TEL 03-5501-2511(代表)

法 務 省

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL 03-3580-4111(代表)